

「知的財産推進計画 2016」等に関する意見

「知的財産推進計画 2016」および「知的財産分野におけるTPPへの政策対応について」に関し、当連盟は下記のとおり要望する。

記

(1) 「知的財産推進計画 2016」の策定に向けた意見

- クリエーターや権利者への適切な対価還元について
 - ・ デジタル化技術・インターネット技術等の進展・普及に伴い、放送番組等のコンテンツを利用してメーカーや利用者は利益・利便性を得ている一方、そこで利用されているコンテンツのクリエイターや権利者には適切な対価還元が行われていない。早急に現行の私的録画補償金制度の建て直し、または新たな制度の創設を要望する。

- アーカイブの利活用について
 - ・ 放送分野のアーカイブの利活用の促進や他のアーカイブとの連携については、放送事業者および関係権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討することを要望する。

- コンテンツの海外展開の推進について
 - ・ 放送コンテンツの海外展開のための権利処理に関しては、関係者間で行われる、その“迅速化・効率化”に向けた取り組みに対し、国の支援が必要となる場合は適切な措置を講じることを要望する。
 - ・ コンテンツの海外展開においては、「放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）」等を活用した省庁横断的なオールジャパンでの取り組みを一層強化するとともに、一定の成果を有している既存の海外展開の取り組みについては、中長期的ビジョンをもって実施可能とする政策的・財政的支援を要望する。
 - ・ コンテンツの海外展開における他国との制度的・文化的側面における障壁について、国家間での解決に向けた施策の推進を要望する。

- 放送コンテンツ等の違法配信への対応について
 - ・ 国内サイトにおける放送コンテンツ等の違法配信については、悪質なアップローダーの摘発を一層強化するとともに、現行制度のプロバイダの法的責任範囲の在り方に関する再検討を行うなど、違法配信の抑止に有効な方策を講じることを要望する。
 - ・ また、海外のサーバーやウェブサイトから日本に向けた違法配信については、

日本の配信事業にとって大きな障害となっていることから、サイトの違法配信の発信国（サイト運営者の国籍もしくはサーバー設置国）との間で国レベルでの解決策を検討するなど、正規の配信事業者が公正な条件の下で海外サイトと競争できる環境を整備することを要望する。また、現在、世界知的所有権機関（WIPO）で検討されている「放送機関の保護に関する条約」については、国境を越えた放送コンテンツの違法配信対策にも有効となりうることから、国として早期成立に向けて積極的に活動することを要望する。

- 権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進
 - ・ 音楽著作物の分野においては複数の著作権管理事業者が存在することにより、利用者にとって権利処理が煩雑化している。利用の円滑化を図るため、インターネット上での音楽利用に限らない形での集中管理組織や管理著作物データの集約組織の設置など、適切な対策を講じることを要望する。

(2)「知的財産分野におけるTPPへの政策対応について」に対する意見

- 著作隣接権者の平衡な取り扱いについて
 - ・ TPP協定において、権利保護の強化の対象となっているのは、著作物、実演（レコードに固定された実演）およびレコードのみであるが、TPP協定で定められた範囲に加え、視聴覚的実演も含んだすべての実演に対する保護強化を行うのであれば、同じ著作隣接権である「放送」についても平衡な取り扱いを希望し、具体的には以下の項目を要望する。
 - ① 放送の保護期間を70年とすること。
 - ② 放送の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備を行うこと。
 - ③ その他、「法定損害賠償に係る制度整備」や「非親告罪化」についても、放送事業者を実演家やレコード製作者と並べて取り扱うこと。
- 権利者不明著作物等への対応について
 - ・ 保護期間が延長されると、権利者の所在が不明となる著作物等の増大が予想され、多くの著作物、実演、レコードを利用する放送番組において、制作、放送、二次利用等のさまざまな場面で障害となる懸念があるため、然るべき方策を講じることを要望する。
- 配信音源への二次使用に対する報酬請求権の付与について
 - ・ 配信音源に二次使用料請求権を付与する場合は、保護の対象となるレコードおよび適用の対象となる放送サービスの範囲について、各国との間で現在の取り扱いが維持され、放送事業者の負担が増加することがないように要望する。

以上